

Winter Festa 2011

科目別トピックセミナー

<所得税法>

完全攻略！改正点

TAC税理士講座 1/5(木)より本格開講！

※ 先行クラス 12/17(土)～

各コース初回講義を、無料で体験受講できます。

開講日に、各校受付へ直接お越しください（予約不要）。

※ コース開講日程につきましては、「通学パンフレット」をご覧ください。

TAC 税理士講座

科目別トピックセミナー

『完全攻略！改正点』

- テーマ1 はじめに
- テーマ2 平成24年度受験のための主な改正規定
- テーマ3 生命保険料控除
- テーマ4 確定申告
- テーマ5 金融・証券税制
- テーマ6 寄附金税額控除
- テーマ7 措置法の減価償却の特例
- テーマ8 おわりに

テーマ1 はじめに

平成23年度の税制改正法案は、いわゆる「つなぎ法」及び「震災特別法」を除き、平成23年6月22日に成立しました。

そのため、平成23年度（第61回）本試験では、平成23年度の改正項目は出題範囲から除かれており、受験経験者も未学習の状態です。

そこで、今回のセミナーでは、平成23年度の税制改正により、すでに適用（又は変更）されている取扱いを確認し、1月に開講する上級コース受講前の土台作りをしていきます。

また、平成22年度の改正項目のうち、平成24年から適用が開始される「生命保険料控除」もあわせて確認します。

テーマ2 平成24年度受験のための主な改正規定

◆1 平成22年度税制改正項目

- ・ 生命保険料控除

◆2 平成23年度税制改正項目

（確定申告）

- ・ 年金所得者の確定申告不要の特例の創設
- ・ 確定所得申告の申告書提出期間の改正

（金融・証券税制）

- ・ 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る経過措置の適用期限の延長
- ・ 大口株主等に該当するかどうかの持株割合の引き下げ
- ・ 先物取引に係る雑所得等の対象となる取引の追加

（寄附金税額控除）

- ・ 認定NPO法人寄附金特別控除の創設
- ・ 公益社団法人等寄附金特別控除の創設

（措置法の減価償却の特例）

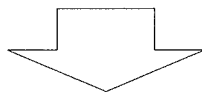
- ・ 高齢者向け賃貸住宅の割増償却の改正
- ・ 医療用機器等の特別償却の改正

テーマ3 生命保険料控除

◆ 1 保険料の区分の変更

平成23年12月31日以前に締結された保険契約の場合

- (1) 一般の生命保険契約
→ 保険金の受取人を自己又はその親族とする下記(2)以外の生命保険契約等
 - (2) 個人年金保険契約
→ 保険金の受取人を自己又はその配偶者としてすること等所定の要件を満たす個人年金保険契約
- ※ 上記の区分は、保険契約の「主契約」により区分
但し、個人年金保険契約に付された「特約」に係る保険料は、一般の生命保険契約とする。



平成24年1月1日以後に締結された保険契約の場合

- (1) 一般の生命保険契約
→ 保険金の受取人を自己又はその親族とし、生存又は死亡に基因して保険金が支払われる生命保険契約等
 - (2) 介護医療保険契約
→ 保険金の受取人を自己又はその親族とし、身体の傷害又は疾病により保険金が支払われる保険契約のうち、医療費を支払ったことなどにより保険金が支払われる生命保険契約等
(具体例) 医療保険、がん保険、所得補償保険
 - (3) 個人年金保険契約
→ 保険金の受取人を自己又はその配偶者としてすること等所定の要件を満たす個人年金保険契約
- ※ 上記の区分は、主契約に係る保険料及び特約に係る保険料のそれぞれについて区分する。

ポイント

従来の「一般」及び「個人年金」の区分のほか、「介護医療」の区分が創設されました。

また、医療費等の支払いをすることを要せずに保険金等が支払われる傷害特約は、生命保険料控除の対象とならないこととされました。

なお、従来は、主契約の契約内容によって保険料を区分していましたが、改正後は、主契約及び特約の内容に応じてそれぞれの保険料を区分し、控除額を計算することとされました。

改正前と改正後の区別の違い

（ケース１）主契約が個人年金保険契約以外の契約の場合

		改 正 前		改 正 後
主契約	終身保険等	— 般	⇒	— 般
特 約	入 院 特 約		⇒	介 護 医 療

（ケース２）主契約が個人年金保険契約の場合

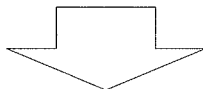
		改 正 前		改 正 後
主契約	個人年金保険	個 人 年 金	⇒	個 人 年 金
特 約	入 院 特 約	— 般	⇒	介 護 医 療

◆2 控除額の変更

平成23年12月31日以前に締結された保険契約の場合

上記◆1の区分ごとに、次の算式で計算した金額の合計額（最大控除額10万円）

支払った生命保険料	控 除 額
25,000円以下	全 額
25,000円超 50,000円以下	$25,000円 + (支払保険料 - 25,000円) \times \frac{1}{2}$
50,000円超 100,000円以下	$37,500円 + (支払保険料 - 50,000円) \times \frac{1}{4}$
100,000円超	50,000円



平成24年1月1日以後に締結された保険契約の場合

上記◆1の区分ごとに、次の算式で計算した金額の合計額（最大控除額12万円）

支払った生命保険料	控 除 額
20,000円以下	全 額
20,000円超 40,000円以下	$20,000円 + (支払保険料 - 20,000円) \times \frac{1}{2}$
40,000円超 80,000円以下	$30,000円 + (支払保険料 - 40,000円) \times \frac{1}{4}$
80,000円超	40,000円

ポイント

区分ごとの控除限度額が、従来の5万円から4万円に1万円引き下げられました。
しかし、区分が増えたため、全体の限度額は従来の10万円から12万円に引き上げられました。

改正前と改正後の控除額の違い

(ケース1・基礎)

居住者Aが本年中に支払った生命保険料の合計額 190,000円

(保険料の内訳)

- a生命保険契約 60,000円
※ 被保険者をA、受取人をAの妻とする養老保険契約である。
- b生命保険契約 130,000円
※ 被保険者及び受取人をAとする個人年金保険契約である。

《平成23年12月31日以前に締結した契約である場合》

(1) 一般分

$$37,500円 + (60,000円 - 50,000円) \times \frac{1}{4} = 40,000円$$

(2) 個人年金分

$$130,000円 > 100,000円 \quad \therefore 50,000円$$

合計 90,000円

《平成24年1月1日以後に締結した契約である場合》

(1) 一般分

$$30,000円 + (60,000円 - 40,000円) \times \frac{1}{4} = 35,000円$$

(2) 個人年金分

$$130,000円 > 80,000円 \quad \therefore 40,000円$$

合計 75,000円

(ケース2・応用)

居住者Bが本年中に支払った生命保険料の合計額 426,000円

(保険料の内訳)

- c 生命保険契約 70,000円 (うち、傷害特約保険料 8,000円)
※ 被保険者をB、受取人を子Cとする終身保険契約である。
- d 生命保険契約 300,000円 (うち、入院特約保険料 34,000円)
※ 被保険者をB、受取人をBの妻とする個人年金保険契約である。
- e 医療保険契約 56,000円
※ 被保険者をBの妻、受取人をBとするいわゆるがん保険契約である。

《平成23年12月31日以前に締結した契約である場合》

(1) 一般分

$$70,000円 + \underbrace{34,000円}_{d \text{ 入院特約}} + \underbrace{56,000円}_{e \text{ がん保険}} > 100,000円 \quad \therefore 50,000円$$

(2) 個人年金分

$$300,000円 - 34,000円 > 100,000円 \quad \therefore 50,000円$$

合計 100,000円

図 解

c 契約 (終身保険)		d 契約 (個人年金保険)		e 契約 (がん保険)
主契約	傷害特約	主契約	入院特約	
62,000円	8,000円	266,000円	34,000円	56,000円
— 一般		個人年金	— 一般	— 一般

《平成24年1月1日以後に締結した契約である場合》

(1) 一般分

$$70,000\text{円} - 8,000\text{円} = 62,000\text{円}$$

c 傷害特約 ×

$$30,000\text{円} + (62,000\text{円} - 40,000\text{円}) \times \frac{1}{4} = 35,500\text{円}$$

(2) 介護医療分

$$34,000\text{円} + 56,000\text{円} > 80,000\text{円} \quad \therefore 40,000\text{円}$$

d 入院特約 e がん保険

(3) 個人年金分

$$266,000\text{円} > 80,000\text{円} \quad \therefore 40,000\text{円}$$

合計 115,500円

図 解

c 契約（終身保険）		d 契約（個人年金保険）		e 契約（がん保険）
主契約	傷害特約	主契約	入院特約	
62,000円	8,000円	266,000円	34,000円	56,000円
一 般		個人年金	介護医療	介護医療
対象外				

テーマ4 確定申告

◆1 年金所得者の確定申告不要の特例の創設

次の要件を満たす年金所得者については、その年分の課税退職所得金額以外の課税所得金額に係る所得税について、確定申告書の提出を要しないこととされました。

- (1) その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下
- (2) その年中の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下

ポイント

年金所得者には、給与所得者の年末調整に相当する制度がないため、従来は確定申告が必要であり、例年約850万人（平成21年）が確定申告をしていました。

しかし、年金所得者は、年金以外に収入がない場合が多く、申告手続きが納税者の負担となっていたことから、所定の要件を満たす場合には確定申告を不要とする制度が創設されました。

この改正により、確定申告不要とされる年金所得者は約120万人にも及ぶといわれています。



確定申告不要の特例は、なぜ「収入金額400万円以下」を要件としているのでしょうか？



公的年金等には、年末調整の制度がないため、源泉徴収税額が適正年税額よりも少ない場合には、確定申告不要とする訳にはいきません。

通常、公的年金等は5%の税率で源泉徴収税額を計算（「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を提出している場合）しますので、確定申告不要の対象者は、適用される超過累進税率が5%（最低税率）である年金所得者に限る必要があります。

適用される超過累進税率が5%であるためには、課税総所得金額が195万円以下でなければなりません。公的年金等の収入金額が400万円以下であれば、各種控除額を控除すると、課税総所得金額がおおむね195万円以下になると試算されています。

そのため、「収入金額400万円以下」を確定申告不要の要件としているのです。

MEMO

◆ 2 確定所得申告の申告書提出期間の改正

確定申告義務のある者が、その年分の所得税額から控除しきれない外国税額控除額又は源泉徴収税額若しくは予納税額の還付を受けようとする場合の確定申告期限は、その年の翌年1月1日から3月15日までとされました。

改正前の確定申告期限

居住者A（確定申告義務あり）

算出税額 100万円

源泉徴収税額 △ 150万円

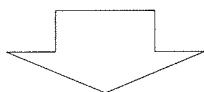
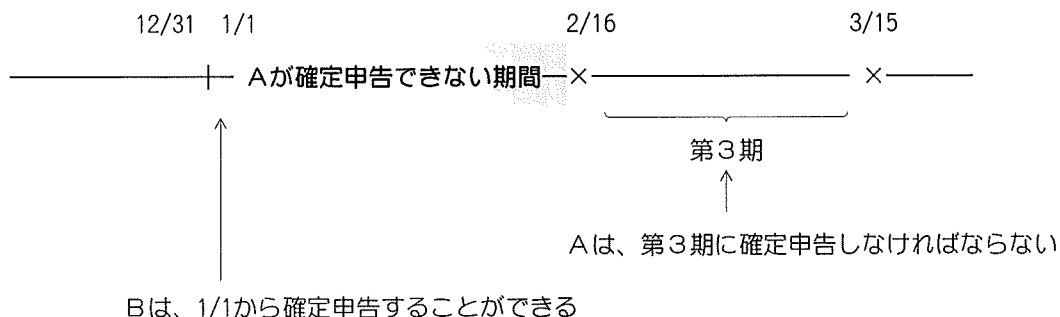
還付税額 50万円

居住者B（確定申告義務なし）

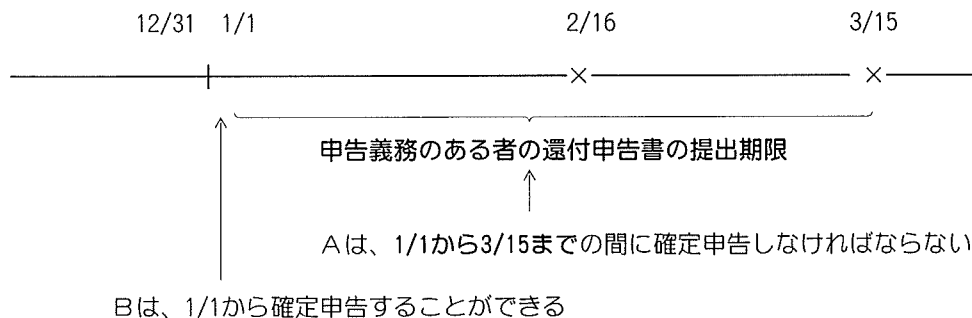
算出税額 0円

源泉徴収税額 △ 50万円

還付税額 50万円



改正後の確定申告期限



⇒ Aも、翌年1月1日から確定申告することが可能

ポイント

申告義務のある者の確定申告期限は、「確定所得申告」の規定により、「第3期（翌年2月16日から3月15日）」とされていたため、たとえ納税する所得税額がなく、源泉徴収税額等の還付を受けようとする場合であっても、翌年2月16日以後でなければ確定申告をすることはできませんでした。

しかし、申告義務がない者が、源泉徴収税額等の還付を受けようとする場合には、「還付等を受けるための申告」による確定申告であるため、その提出期限に定めがなく、翌年1月1日以後であればいつでも確定申告することができます。

そのため、申告義務がある者は、申告義務のない者にくらべて、確定申告をする時期が遅く、それに伴い還付金を受ける時期も遅かったことから、申告義務のない者とのバランスと納税者の利便性を考慮して、申告義務のある者の還付申告書の提出期限は、その年の翌年1月1日から3月15日までとされました。

テーマ5 金融・証券税制

◆1 上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る経過措置の適用期限の延長

平成23年12月31日に適用期限が到来する次に掲げる経過措置（税率7％の特例）の適用期限が、平成25年12月31日まで延長されました。

- (1) 上場株式等の配当等の源泉徴収税率（7％）
- (2) 上場株式等に係る課税配当所得の金額に対する税率（7％）
- (3) 源泉徴収選択口座内調整所得金額の源泉徴収税率（7％）
- (4) 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額に対する税率（7％）

◆2 大口株主等に該当するかどうかの持株割合の引き下げ

次の特例の適用をすることができないこととされる大口株主等の持株割合が、発行済株式総数の3％以上（改正前：5％以上）に引き下げられました。

（大口株主等が適用することができない特例）

- (1) 上場株式等に係る配当所得の課税の特例（申告分離課税）
- (2) 上場株式等の配当等に係る源泉徴収税率の特例（7％源泉徴収）

ポイント

上場会社の大口株主等は、会社の経営に参画する事業者としての性格が強いため、その配当等について、投資促進を期待して設けられている上記の特例を適用することはなじまず、非上場会社の配当等と同様の取扱いがされています。

改正前は、5％以上保有している者を大口株主等としていましたが、3％以上保有する者と5％以上保有する者とで、株主としての立場に大きく違いがないことから、大口株主等とされる持株割合が3％に引き下げられました。

◆ 2 先物取引に係る雑所得等の対象となる取引の追加

先物取引に係る事業所得、譲渡所得又は雑所得（先物取引に係る雑所得等）として申告分離課税される取引に、次のものが追加されました。

- (1) 店頭商品デリバティブ取引の差金等決済
- (2) 店頭金融商品デリバティブ取引（Ｆ×取引など）の差金等決済
- (3) 非上場カバードワラントの譲渡等

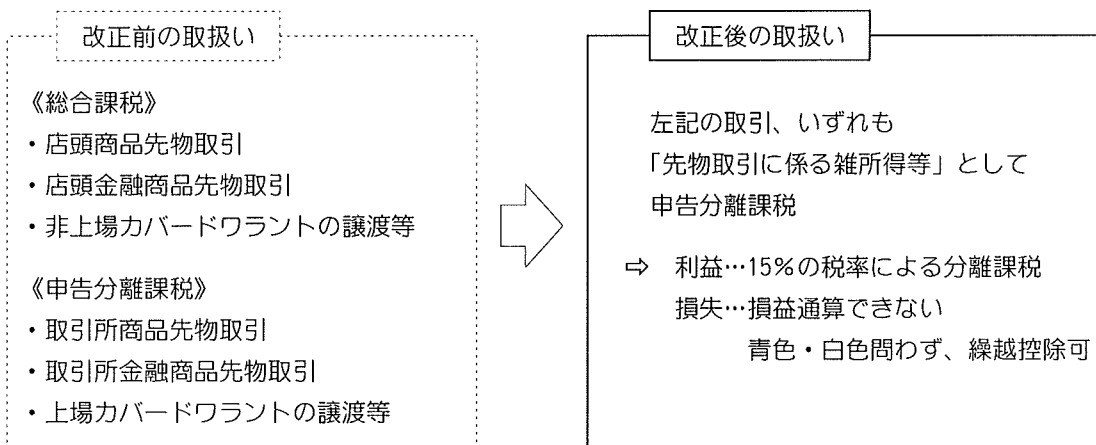
ポイント

改正前は、店頭先物取引に係る所得は、申告分離課税の対象となっておらず、総合課税とされていました。

したがって、事業所得と譲渡所得に該当する場合には、その損失の金額は、他の各種所得との損益通算が可能である反面、申告分離課税とされている市場（取引所）先物取引に係る所得とは通算ができませんでした。

そこで、先物取引に係る所得の課税方法を統一し、店頭取引によるものであったとしても、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税によることとされました。

あわせて、カバードワラントの譲渡等による所得についても、上場・非上場にかかわらず、同様の取扱いがされることになりました。



テーマ6 寄附金税額控除

◆1 認定NPO法人寄附金特別控除の創設

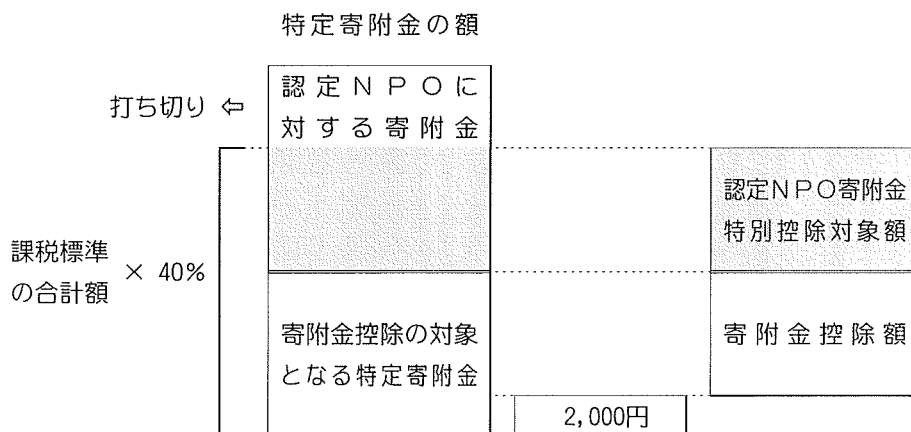
個人が認定特定非営利活動法人（いわゆる認定NPO法人）に対して、寄附金控除（所得控除）の対象となる寄附をした場合には、次の金額を税額控除額として、その年分の所得税の額から控除できることとなりました。

但し、当該認定NPO法人に対する寄附金について、寄附金控除の適用を受ける場合には、適用できません。

《控除額》

- ※1 (1) (認定NPO法人に対する寄附金の額 - ※2,000円) × 40%
- ※1 「課税標準の合計額×40%－他の特定寄附金の額」が限度
- ※2 他の特定寄附金がある場合には他の特定寄附金の額を控除した残額
- (2) その年分の配当控除前の所得税額 × 25% - 公益社団法人等寄附金特別控除額
- (3) (1)又は(2)のいずれか低い金額（百円未満切捨）

図 解



◆2 公益社団法人等寄附金特別控除の創設

個人が次に掲げる法人に対して、寄附金控除（所得控除）の対象となる寄附をした場合には、次の金額を税額控除額として、その年分の所得税の額から控除できることとなりました。

但し、当該法人に対する寄附金について、寄附金控除の適用を受ける場合には、適用できません。

《対象となる法人》

- (1) 公益社団法人及び公益財団法人
- (2) 私立学校法人
- (3) 社会福祉法人
- (4) 更生保護法人

《控除額》

- (1) $(\text{公益社団法人等に対する寄附金の額} - \text{2,000円}) \times 40\%$
- ※1 「課税標準の合計額 $\times 40\%$ －他の特定寄附金の額」が限度
- ※2 他の特定寄附金がある場合には他の特定寄附金の額を控除した残額
- (2) その年分の配当控除前の所得税額 $\times 25\%$
- (3) (1)又は(2)のいずれか低い金額（百円未満切捨）

ポイント

認定NPO法人及び公益社団法人等に対する寄附金は、従来から「寄附金控除」の対象とされていましたが、所得控除方式は、高い超過累進税率が適用される高額所得者にばかり有利に働き、一般市民が小口の寄附をした場合と比べて、大きく公平性を欠く制度であるといわれていました。

そこで、認定NPO法人及び公益社団法人等に対する寄附については、所得の多寡にかかわらず、寄附金の額の40%相当額が控除できる税額控除の制度が導入されました。

なお、認定NPO法人寄附金特別税額控除額と公益社団法人等寄附金特別控除額とあわせて、算出税額の25%相当額が限度とされています。

所得控除方式と税額控除方式との効果の違いを確認してみよう

居住者Cは、本年中に認定NPO法人に対し1,000,000円を寄附した。

- Cの本年分の所得
 - ………… 不動産所得の金額 5,500,000円
 - ………… 長期譲渡所得の金額 8,000,000円
- Cの本年分の所得控除の額（寄附金控除額を除く）
 - …………… 1,002,000円
- 課税総所得金額が330万円超695万円以下である場合の所得税の額
 - ………… 課税総所得金額 × 20% - 427,500円

《所得控除によった場合》

(1) 寄附金控除額

$$\begin{array}{l} ※ \\ 1,000,000円 - 2,000円 = 998,000円 \end{array}$$

$$※ \quad 1,000,000円 \leq (5,500,000円 + 8,000,000円) \times 40\%$$

$$\therefore 1,000,000円$$

(2) 納付税額

① 課税総所得金額に対する所得税額

$$5,500,000円 - (998,000円 + 1,002,000円) = 3,500,000円$$

$$3,500,000円 \times \underline{20\%} - 427,500円 = 272,500円$$

② 課税長期譲渡所得金額に対する所得税額

$$8,000,000円 \times 15\% = 1,200,000円$$

③ ① + ② = 1,472,500円

寄附金の額の

約20%の減税効果あり

《税額控除によった場合》

(1) 算出税額

① 課税総所得金額に対する所得税額

$$5,500,000\text{円} - 1,002,000\text{円} = 4,498,000\text{円}$$

$$4,498,000\text{円} \times 20\% - 427,500\text{円} = 472,100\text{円}$$

② 課税長期譲渡所得金額に対する所得税額

$$8,000,000\text{円} \times 15\% = 1,200,000\text{円}$$

③ ①+②=1,672,100円

(2) 認定NPO法人寄附金特別控除額

$$\textcircled{1} \quad \overset{\ast}{(1,000,000\text{円} - 2,000\text{円})} \times \underline{40\%} = 399,200\text{円}$$

$$\ast \quad 1,000,000\text{円} \leq (5,500,000\text{円} + 8,000,000) \times 40\%$$

$$\therefore 1,000,000\text{円}$$

$$\textcircled{2} \quad 1,672,100\text{円} \times 25\% = 418,025\text{円}$$

$$\textcircled{3} \quad \textcircled{1} < \textcircled{2} \quad \therefore 399,200\text{円} \text{ (百円未満切捨)}$$

(3) 納付税額

$$1,672,100\text{円} - 399,200\text{円} = 1,272,900\text{円}$$

寄附金の額の

約40%の減税効果あり

↓

税額控除の方が

199,600円有利

テーマ7 措置法の減価償却の特例

◆1 高齢者向け賃貸住宅の割増償却の改正

対象となる住宅が「高齢者向け優良賃貸住宅」から「サービス付高齢者向け賃貸住宅」に変更され、割増償却率が次のとおり引き下げられました。

改正前			改正後		
一体型	耐用年数 35年以上	普通償却費×155%	サービス付き住宅	耐用年数 35年以上	普通償却費×140%
	耐用年数 35年未満	普通償却費×140%		耐用年数 35年未満	普通償却費×128%
その他	耐用年数 35年以上	普通償却費×128%			
	耐用年数 35年未満	普通償却費×120%			

改正後の割増償却率で、減価償却費を計算してみよう

居住者Dは、本年2月に次のマンション（サービス付き高齢者向け賃貸住宅）を取得し、直ちに貸付けの用に供している。

なお、甲はすべての減価償却資産について、定額法を選定している。

種類	取得価額	耐用年数	定額法償却率
マンションの建物本体	85,000,000円	47年	0.022
電気・ガス設備	4,800,000円	15年	0.067

《減価償却費》

(1) マンション本体

$$85,000,000円 \times 0.022 \times \frac{11}{12} \times 140\% = 2,399,834円$$

(2) 電気・ガス設備

$$4,800,000円 \times 0.067 \times \frac{11}{12} \times 128\% = 377,344円$$

(3) (1)+(2)=2,777,178円

◆2 医療用機器等の特別償却の改正

青色申告者で医療保険業を営むものが新品の医療用機器等（取得価額が500万円以上のもので高度な医療の提供に資するもの又は先進的なものとして一定のもの）を取得等し、医療保険業の用に供した場合には、特別償却の特例を適用することができますが、その特別償却率が次のとおり引き下げられました。

改 正 前		改 正 後
取得価額 × 14%	⇒	取得価額 × 12%

テーマ8 おわりに

時間に限りがあるため、今回のセミナーでは、平成23年度の主な改正項目をご紹介しました。

このほかにも、平成22年7月の最高裁判決（相続等保険年金）から派生して法手当がされた「相続等で取得した利子所得等の基因となる資産」の規定など、現在の税務におけるトピックな取扱いもまだあります。

1月に開講する「上級コース」では、もちろんこの改正点をはじめ、試験委員対策、詳細な理論解説、応用理論対策等、平成24年度本試験の合格のために必要な知識・情報を、余すところなくみなさんにお伝えします。

ぜひ、TAC税理士講座の所得税法「上級コース」をご受講ください。合格に向けて、一緒にがんばりましょう！！